

サービスの利用の対 象

対 象

げんそく い か しゆとく じゆきゆう もの
原則、以下のいずれかを取得または受 給 している者

しんたいしょうがいしゃてちやう りやういくてちやう せいしんほけんふくしてちやう
1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神保健福祉手帳

じりつしえんいりやう せいしん じゆきゆう していなんびやうじゆきゆうしゃしやう
4 自立支援医療（精神）受給 5 指定難病受給者証

しょう じつうしよしえん しんきりやう ほけんし いけんしよ ひつやう
※ 障 がい児通所支援の新規利用は保健師の意見書が必要

利用者負担

じゅうみんぜいひか ぜい えん
住民税非課税：0円

じゅうみんぜいか ぜい わりふたん
住民税課税 ： 1 割負担

ふたんじやうげんがく しよとく こと
※負担上限額は所得によって異なる。

障害支援区分（障がい者）

しょう とくせい しんしんじやうたい あ ひつやう しえん ど あ しめ
障 がい特性や心身 状 態に合わせて必要な支援の度合いを示

しゆるい しょうがいしえんくぶん にんてい ひつやう
すもの。サービスの種類によって障 害支援区分の認定が必要。

ひがいとう くぶん けいど じゅうど
・ 非該当 ・ 区分1（軽度）～6（重度）

やく こうもく にんていちやうさ じっし
※約80項目の認定調査を実施。

しゆるい くぶん じやうけん こと
※サービスの種類によって区分の条 件が異なる。

ちやうさひやう いしけんしよ もと しんさかい はんてい
※調 査 票と医師意見書を基に審査会で判定される。